

契 約 書

発注者 長野県知事 阿部守一（以下「甲」という。）と受託者
（以下「乙」という。）は、次の条項により、「若者向け悪質商法被害防止啓発に係る車内広告」に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知りえた秘密を漏らしてはならない。

（業務）

第2条 発注する業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 若者向け悪質商法被害防止啓発に係る車内広告

(2) 業務の内容 別紙「若者向け悪質商法被害防止啓発に係る車内広告仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（履行期間）

第3条 業務の履行期間は、契約の日から平成25年3月21日とする。

（代金）

第4条 代金は、_____円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、_____円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、_____円とし、乙は甲が定める期日までに納付するものとする。

2 甲は、第7条の規定により業務の完了の通知を受け、検査合格後成果品の引渡しを受けたときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子は付さないものとする。

○契約保証金の納付に代えて担保を提供した場合

第5条 契約保証金は、_____円とし、乙はその納付に代えて甲に対して次の担保を甲が定める期日までに提供するものとする。

（例、国債 記号 号、番号 号、額面 円）

2 前項の担保は、乙が契約を履行しないときは甲がこれを処分し、契約保証金に相当する額を違約金として徴収する。この場合において、残額があるときはその額を乙に返還し、不足するときは、乙はその不足額を甲に納付しなければならない。

3 甲は、第7条の規定により業務の完了の通知を受け、検査合格後成果品の引き渡しを受けたときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社との履行保障保険の場合）

第5条 契約保証金は、_____円とし、その納付を免除する。ただし、乙は、この契約による債務の不履行により生じる損害を補てんする履行保障保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

2 甲は、第7条の規定により業務の完了の通知を受け、検査合格後成果品の引き渡しを受けたときは、速やかに保険証券を返還するものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合（金融機関との間に県を被保険者とする保証契約を締結した場合）

第5条 契約保証金は、_____円とし、その納付を免除する。ただし、乙は、この契約による債務の不履行により生じる損害を補てんする保証契約の締結後、直ちにその保証書を甲に寄託しなければならない。

2 甲は、第7条の規定により業務の完了の通知を受け、検査合格後成果品の引き渡しを受けたときは、速やかに保証書を返還するものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合（過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の履行実績が2回以上ある場合）

第5条 契約保証金は、_____円とし、その納付を免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(業務の処理方法等)

第6条 乙は、仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受け業務を実施しなければならない。

3 乙は、甲から請求があったときは、業務の進捗状況について甲に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 乙は、業務を完了したときは、仕様書に定めるそれぞれの回ごとに業務完了報告書(掲出証明書、写真等を添付)を甲に提出しなければならない。

2 甲は前項の報告書の提出があったときは、10日以内に内容の検査を行い、合格したときは引き渡しを受ける。

3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、甲の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に要する費用は乙の負担とする。

(代金の支払)

第8条 甲は、前条で定める引渡しを受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。なお、支払金額は、それぞれの回ごとに契約金額の2分の1に相当する金額を支払う。

2 甲が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又は毀損による損害は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、成果物の引渡し後に、当該成果物に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修復し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合には、この限りではないものとする。

(再委託契約に関する契約解除)

第12条の2 甲は、この契約の受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察から受けた場合、乙に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(契約内容の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、代金、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 乙が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(3) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第7項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第 15 条 乙は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第 7 条第 1 項に規定する期限までに業務完了報告書（成果物）を提出しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日又は業務完了報告書（成果物）を提出した日までの日数に応じ、代金に対して年 3.1%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、その責に帰すべき事由により、第 8 条に規定する期限までに代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、代金に対し年 3.1%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 乙は、第 10 条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

4 乙は、第 12 条の 2 第 2 項、第 14 条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

5 甲は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 乙は、第 1 項又は第 4 項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第 16 条 乙は、第 14 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払われなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の 2 第 1 号から第 3 号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第 17 条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 長野県知事 阿部 守一

受託者